

保護者各位

調布市長 長 友 貴 樹

緊急事態宣言（令和 3 年 4 月 2 3 日付）の発令に伴う認可保育園の対応について

日頃から、調布市保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、国が東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令したことを受け、調布市では、認可保育園における子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止徹底を最優先として、下記の対応を行うこととします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 認可保育園の運営

通常どおり開園としますが、感染力の強い変異株の拡大が懸念されていることから、仕事を休むことが可能な場合や、育休等で家庭での保育が可能な世帯は、可能な限り登園を控え、家庭での保育に御協力をお願いします。

また、国及び東京都から午後 8 時以降の不要不急の外出の自粛要請が出ていることから、可能な限り早い時間帯のお迎えに御協力いただくようお願いいたします。

2 対象期間

令和 3 年 4 月 2 7 日（火）から東京都における緊急事態宣言が解除される日まで
（当面は 5 月 1 1 日まで。延長の場合は、その期日まで）

3 保育料・給食費（副食費）

対象期間中の保育料は、欠席日数に応じて減額し、後日返還します。

なお、給食費（副食費）の徴収等の取扱いについては、在籍園に御確認ください。

4 各種事業の考え方

感染拡大防止のために、お散歩や園外活動、行事等は、縮小や中止する場合がありますが、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

5 その他

御家庭においても、更なる感染防止を心がけていただくほか、園児の体調に少しでも不安がある場合は、登園を見合わせていただくようお願いいたします。また、園児や保護者、その他同居の家族の感染が確認又は濃厚接触者と指定された場合、PCR 検査や抗原検査を受けた場合は、速やかに在籍園に御連絡いただきますようお願いいたします。